



# 鳥取県公報

平成 20 年 12 月 24 日(水)  
号外第 1 3 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (74) (自治振興課) . . . . . 3
-------	--

## ==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

（1）市町村等が処理することとする事務について定めた規定中、当該事務の根拠となる被爆者援護法の条項を改める。

（2）施行期日は、公布日とする。

# 条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第74号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 略 （2） <u>第2条第3項の規定により</u> 知事が交付する被爆者健康手帳の申請者への引渡し	略	8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 略 （2） <u>第2条第2項の規定により</u> 知事が交付する被爆者健康手帳の申請者への引渡し	略
略		略	

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。